

## 生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項及び同意事項

### 【留意事項】

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度に基づく貸付けを行うものです。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3か月以内とします。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12か月以内とします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 6 貸付金の利率は、無利子とします。
- 7 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3.0%の延滞利子を支払うこととなります。
- 8 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに当協議会に届け出なければなりません。
- 9 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 10 借入申込みにあたって、当協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会することがあります。
- 11 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 12 本資金の借入申込時に住居がない場合は、自治体で行う住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれていることが必要です。住居がない方については住居を得る支援を受けてください。
- 13 12により住居を得るための申請を行った場合、生活支援費の貸付金の交付は、新しい住宅への入居が完了し、自治体が発行する「住居確保給付金支給決定通知書写し」の提出が行われてからとします。
- 14 申込内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の一括償還を求める場合があります。
- 15 本資金は、審査のうえ、貸付けの可否を決定いたしますので、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。なお、審査の結果、不承認となった場合、その理由はお答えいたしません。
- 16 貸付けの可否にかかわらず、提出された申請書類一式については返却いたしません。

### 【同意事項】

- 私は、上記留意事項を承認のうえ、生活福祉資金の借入を申請いたします。
- 貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受けておりません。
- 借入金は申込内容の目的外に使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付けの借入れを行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長 様

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の借入申込みを行うにあたり、私は上記留意事項及び同意事項に同意します。

令和            年            月            日

借入申込者

印

※本書類については、借入申込者が控えを保管することとします。